

堺市監査委員公表第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定  
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 堺市監査委員 | 三 | 宅 | 達 | 也 |
| 同      | 田 | 渕 | 和 | 夫 |
| 同      | 藤 | 坂 | 正 | 則 |
| 同      | 播 | 磨 | 政 | 明 |

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

堺市立人権ふれあいセンター

## 第3 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和3年8月2日～令和3年12月22日

## 第5 施設の概要

### <所管部局>

市民人権局 人権部 人権企画調整課

### <指定管理者>

団体名 JSA グループ

代表団体 一般財団法人堺市人権協会

構成団体 公益財団法人堺市就労支援協会

構成団体 特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺

### <指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年度の委託料 2億6,301万9,220円

### <施設名及びその主な内容>

名称 堺市立人権ふれあいセンター

所在地 堺区協和町2丁

設置年月 平成27年4月（屋内施設）、平成30年4月（屋外施設）

設置目的 同和問題を始めあらゆる人権問題の速やかな解決に資するため、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進することにより市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

施設規模 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建

敷地面積 11,958 m<sup>2</sup>、延床面積 6,301 m<sup>2</sup>

施設内容 舩松人権歴史館、ガイドンス兼視聴覚室、メインホール、多目的室、学習室（3室）、和茶室、調理室、音楽室、トレーニング室、運動広場、テニスコート、テニスコート兼フットサルコート、相談室等

## 第6 事業状況

<利用状況> 令和2年度

|                 | 稼働率 (%) | 利用人数 (人) |
|-----------------|---------|----------|
| 舩松人権歴史館         | —       | 26,540   |
| ガイドンス兼視聴覚室      | 12.9    | 2,686    |
| メインホール          | 80.5    | 19,676   |
| 多目的室            | 66.1    | 6,076    |
| 学習室1            | 24.7    | 3,186    |
| 学習室2            | 22.2    | 1,471    |
| 学習室3            | 17.8    | 1,772    |
| 和茶室             | 12.1    | 1,090    |
| 調理室             | 1.0     | 107      |
| 音楽室             | 4.3     | 320      |
| トレーニング室         | —       | 4,676    |
| 運動広場            | 35.7    | 13,990   |
| テニスコート          | 71.3    | 9,228    |
| テニスコート兼フットサルコート | 62.4    | 17,145   |
| 合計              | —       | 107,963  |

<収支状況> 令和2年度

(単位：円)

|        | 金額          |
|--------|-------------|
| 収入     | 277,248,018 |
| 指定管理料  | 263,019,220 |
| 利用料金   | 10,236,430  |
| その他(※) | 3,992,368   |
| 支出     | 254,091,664 |
| 人件費    | 171,735,132 |
| 光熱水費   | 11,748,865  |
| 委託費    | 24,194,191  |
| その他    | 46,413,476  |
| 収支差額   | 23,156,354  |

※ 収入のその他欄には、利用料金である貸館・付属設備利用料（前受収益金分）の2,018,900円が含まれる。

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

## 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。

しかし、水質検査業務及び廃棄物処理業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。

#### [調理室の利用状況について（意見）]

人権ふれあいセンターの施設の一部である調理室の利用状況を確認したところ、平成30年度の稼働率は6.9%、令和元年度は6.4%（なお、令和2年度は1.0%）と、新型コロナウイルス感染症による施設利用低下の影響

を受ける以前から、低い稼働率となっていた。

施設利用者及び他の市民も含めた幅広いニーズを把握し、各種イベントの企画や利用方法を見直すなど、より有効活用されるよう検討されたい。

#### [建物の水漏れの状況について（意見）]

現在の人権ふれあいセンターの建物（附属設備を除く建屋の建築費：13億4,515万円）は、平成27年4月に供用開始され、それから令和2年度末で6年しか経過していない。

しかし、令和2年度の事業報告書によると、建物内で雨天時の水漏れが合計21回も発生していた。また、水漏れへの対応状況は、全て「経過観察中」と記載されており、解決には至っていなかった。令和元年度以前の事業報告書も確認したところ、水漏れは平成27年度に6回、平成28年度に2回、平成29年度に3回、平成30年度に2回、令和元年度に10回発生していた。

所管課によると、施設の維持管理を行っている指定管理者がまず水漏れに対応しているが、建物の設計及び施工管理を行った建築部にも状況を確認してもらい、建築部が建物の施工業者にこれまで度々修繕を行わせてきたとのことである。

現時点では水漏れの原因が特定されておらず、水漏れが発生する状況が続けば、本市の財産である建物の耐久性を著しく低下させるおそれがある。関連部署が水漏れの原因特定と根本的な対策を講じられるよう、所管課は指定管理者から水漏れ対応に要した手間や費用の状況等、現場の状況についてきめ細かく報告を受け、把握するよう努められたい。

#### 5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。